

## 入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を、適時(朝食:午前8時00分、昼食:午後0時、夕食:午後6時)、適温で提供しております。

## 入院時食事療養費の標準負担額について(1食につき)

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
一般(下記以外)	一般(下記以外)	550円	
		(例外)指定難病患者・小児慢性特定疾患児童等	330円
低所得者(住民税非課税)	低所得者Ⅱ(※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	270円
		過去1年間の入院期間が90日超	220円
該当なし	低所得者Ⅰ(※2)	130円	

※1 低所得者Ⅱ :世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ :世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは老齢福祉年金受給権者